

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2025-1-981

課題名 : 超高精細 CT の右副腎静脈の描出能に関する研究

1. 研究の対象

2018 年から 2023 年までに副腎静脈サンプリングを予定され、副腎静脈描出の造影 CT 検査を受けた方。

2. 研究期間

2024年1月 (研究実施許可日) ~2028年3月

3. 研究目的

超高精細CTの従来型CTと比較した右副腎静脈の描出能を調査すること。

4. 研究方法

東北大学病院に保管されている CT と血管撮影による画像データを解析し直し、右副腎静脈に関する画像解析を行います。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : CT 検査時年齢, 性別, 身長, 体重, 病歴, 血液検査データ, 撮影した CT 画像, 副腎静脈サンプリング中の血管撮影画像 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反 (企業等との利害関係) について

東北大学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、説明文書において企業等との利害関係の開示を行っています。本研究は、キヤノンメディカルシステムズ株式会社との共同研究契約に基づき設置された共同研究講座 (先進医用画像開発共同研究講座) において、同社より受け入れた研究経費を財源に、同社が製造販売している CT 装置を使用して実施します。

- 研究責任者である高木英誠は、共同研究講座所属 (専任) です。*1
- 分野の長であり研究分担者である高瀬圭と大田英揮は、共同研究講座所属 (兼任) です。*2

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合は、所属機関において利益相反の管理を受けることにより、本研究の企業等と利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

*1 共同研究講座所属 (専任) : 東北大学にて雇用 (共同研究講座所属に係る人件費は、キヤノンメディカルシステムズ株式会社から受け入れた研究費を用いている)

*2 共同研究講座所属 (兼任) : 東北大学にて雇用

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院 放射線診断科 伊藤将人
仙台市青葉区星陵町 1-1 TEL：022-717-7312
Email：masato.ito.d2@tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合